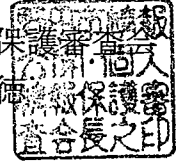




令和5年度答申第1号
令和5年8月15日

野田市長 鈴木 有 様

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀 昭 徳



野田市情報公開条例第16条第1項の規定による諮問について（答申）

令和5年3月16日付け令和3年度審査請求（市長）第2号の2『諮問書』による行政文書部分開示決定処分に対する審査請求に係る諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人が令和4年2月18日付けで提起した、処分庁である野田市長が令和4年2月3日に行った行政文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁が審理員意見書のとおり棄却の裁決をすることは、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

- ア 審査請求人が求めた開示請求内容は、既に決裁済と思われる内容であり、野田市と会計検査院間のやり取りではない。
- イ 会計検査院の検査担当者の官職及び氏名に関する情報は、そもそも開示請求していない。その部分は黒塗りでよい。検査担当者进行特定できる部分のみを黒塗りとするれば、検査担当者に対する外部の圧力、干渉等を招来するおそれはない。
- ウ 野田市が検査に対して適切に定め、既に遂行した対応であるので、市の事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。おそれがあるのなら具体的に説明してもらいたい。
- エ 会計検査院と野田市との間で行われた審議・検討又は討議に関する情報を求めたものではない。そのため、会計検査院と野田市との間での率直な意見交換等を阻害するおそれは具体的に想像できない。
- オ 審査請求人の開示請求は、既に開示されている事項に関し野田市が既に遂行した対応であり会計検査院が発した情報ではない。そのため、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等が会計検査院の検査を受けるもの（以下「受検庁」という。）に察知されるおそれがあるとは考えられない。
- カ 国の機関の担当部署の直通電話番号、FAX番号、メールアドレス及び担当者の内線番号並びに千葉県担当者の個人に対して割り当てられたメールアドレスは、黒塗りとするのは当然と考えている。

(2) 処分庁の弁明書に対する反論

処分庁が令和4年4月22日付弁明書により本件審査請求には不当な目的があると疑われると主張していることに対し、審査請求人からは、資料を提出の上、詳細な反論が展開されている。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 本件処分の理由

- ア 会計検査院の検査担当者の官職及び氏名に関する情報（本件不開示情報

①) について

本件不開示情報①は、特定の検査箇所に対する特定の検査事項の検査担当者を特定できる情報である。これらの情報が公になった場合は、当該検査担当者に対する外部の圧力、干渉等を招来して、現在又は将来の検査過程において、当該検査担当者のみならず検査担当者一般の検査活動を萎縮させるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示情報①は、公にすることにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものに該当するとともに、当該事務の性質上当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものにも該当し、これらのことは、当該検査を適正に受検すべき野田市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第6条第6号に該当する。

イ 会計検査院の具体的な検査内容に関する情報（本件不開示情報②）について

本件不開示情報②は、検査過程において会計検査院に提出した行政文書に記載された検査の結果等に関する情報、すなわち、検査過程で会計検査院と受検庁である野田市との間で行われた検査の結果等に対する審議・検討又は討議に関する情報であって、会計検査院の意思決定機関である検査官会議の最終的な議決を経る前段階の一過程における未成熟な情報である。

このような会計検査院の検査過程における情報が公になった場合には、会計検査院内部における検査の結果等に対する率直な意見の交換若しくは公正かつ慎重な審理・判断の確保を阻害するおそれ又は意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがあるほか、会計検査院と受検庁との間の率直な意見交換等を阻害するおそれがあり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすなどのおそれがある。また、当該検査の結果等に関する精度不十分で未成熟な情報を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

また、これらの情報が公になった場合には、会計検査院の具体的な検査の着眼点、検査手法等が外部に流出することになり、受検庁等に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程において、具体的な検査の着眼点、検査手法に加えて、検査上のノウハウなどが受検庁に察知され、受検庁等において周到な実地検査対策を施すことを容易にするなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報が公になった場合には、会計検査院の検査の結果等に対する審理・判断過程の意義を損ねる結果となり、当該審理・判断の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示情報②は、国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものに該当し、このことは、当該検査を適正に受検すべき野田市の実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものに該当するとともに、当該検査を適正に受検すべき野田市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第5号及び第6号に該当する。

また、本件不開示情報②は、検査に関する情報であって、公にすることにより、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものに該当するとともに、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものにも該当し、これらのことは、当該検査を適正に受検すべき野田市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

ウ 会計検査院の検査担当課の直通電話番号、FAX番号、メールアドレス及び検査担当者の内線番号に関する情報並びに千葉県担当者の個人に対して割り当てられたメールアドレス（本件不開示情報③）について

本件不開示情報③は、国又は千葉県の機関が事務を遂行する上で、部外との連絡を行うなどのために必要となる当該国の機関の担当部署の直通電話番号、FAX番号、メールアドレス及び担当者の内線番号並びに千葉県の担当者の個人に対して割り当てられたメールアドレスであり、一般に公開していない情報である。

このような情報が公になった場合は、外部からのいたずらや偽計に使用され、国又は千葉県の機関が必要とする際の緊急時における外部との連絡等に支障を来すなど、国又は千葉県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、このことは、国又は千葉県の機関が行う事務との連携等が必要となる野田市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

(2) 審査請求の理由に対する反論

本件処分に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）は、会計検査院の検査における（検査の途中段階における）野田市からの回答（対応）である。

既に会計検査院による検査が終了したものであっても、当該会計検査院に対する回答から、会計検査院からの質問、会計検査院が求めた対応、会計検査院の指摘内容等を想定されるおそれがあり、それにより、会計検査院の着

眼点等のノウハウが察知され、受検庁等において周到な実地検査対策を施すことを容易にするなどして、将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。

野田市が適正に会計検査を受検することは、野田市の事務又は事業の適正な遂行を担保するために必要なことであり、将来における厳正かつ効果的な会計検査の実施に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することは、野田市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

市が会計検査の受検庁となる場合、本件のように当該検査事項について複数の課等が関係するときがある。このようなときは、実施機関内部又は実施機関相互における審議、検討又は協議を行うこともあるが、その内容を公にすることにより会計検査の未成熟な情報が明らかになるおそれがある。これにより実施機関内部等における率直な意見の交換等又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がある。

野田市は、会計検査院が公表している情報公開請求に対する審査基準（平成18年3月29日会計検査院長決定）を確認した以後は、会計検査関係開示済文書は、条例に規定する不開示情報に該当すると認識している。

なお、処分庁は、令和4年4月22日付弁明書により本件審査請求には不当な目的があると疑われると主張している。

3 審査庁の意見

審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないことから棄却されるべきであると考えます。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないことから棄却するのが相当である。

2 審理員意見書の理由の概要

(1) 条例第6条第6号該当性について

本件公文書は、会計検査院が実施した野田市に対する実地検査及びその検査過程において、会計検査院が千葉県を通じて野田市から取得した各種の検査資料が含まれているとともに、当該文書の種別・内容等からは、会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査手法等を端的に読み取ることができるものとなっている。

よって、本件不開示情報②が開示された場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、会計検査院の検査対象である他の受検庁等に対し、特定の検査事項に係る会計検査院の具体的な検査の着眼点などをあらかじめ告知する結果となり、他の受検庁等において周到な実地検査対策を施され又は検査に必要な関係書類・情報の収集を阻害されるなどの不適切な会計検査対応を行うことを容易にするおそれがある。

また、本件公文書には、会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検

査事項、検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査手法等に関する情報が記録されており、これは、当該検査の内容・結果等をめぐる会計検査院と野田市等との意見交換ないし討議の内容をなす情報に当たる。これらの意見交換ないし討議は、その内容の不公表ないし不開示を前提として行われている。

よって、このような情報が開示された場合には、受検庁等の会計検査に対する理解と協力の前提を切り崩し又は会計検査院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む会計検査院と受検庁等との間の率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、検査過程では、受検庁等により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった仮装・隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われることがある。

よって、本件公文書が開示され、その種別・内容等に関する情報が明らかとされた場合には、現在又は将来の検査過程において、会計検査院の検査対象である他の受検庁等により当該文書の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対策が行われ、会計検査院として検査に必要な関係書類の提出等が得られない事態を招来するおそれがある。

また、会計検査院内部に設けられた審理・判断過程は、会計検査院の実施した検査の内容・結果等に対する慎重な審議・検討の手続きを経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみを会計検査院の正式な検査の内容・結果等として検査報告等に掲記し、公表するために定められたものである。

よって、このような検査の一過程における未成熟な情報が開示された場合には、会計検査院内部に設けられた審理・判断過程の手続的意義を損ねるのみならず、外部の圧力・干渉等を招来するなどして、審理・判断過程における公正・慎重の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のとおり、本件不開示情報②が開示された場合には、受検庁等において不適切な会計検査対応を行うことを容易にする、会計検査院と受検庁等との間の率直な意見交換などの実施に著しい支障を及ぼす、検査に必要な関係書類の提出等が得られない事態を招来する、審理・判断過程における公正・慎重の確保に支障を及ぼすといったおそれがあり、これにより会計検査院による会計監査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

野田市が適正に会計検査を受検することは、野田市の事務又は事業の適正な遂行を担保するために必要なことである。したがって、会計検査院による会計監査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼすことは、ひいては野田市の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

以上より、本件不開示情報②は、条例第6条第6号に該当する。

(2) 条例第6条第5号該当性について

ア 「実施機関内部又は実施機関相互の検討又は協議に関する情報」について

本件公文書は令和2年2月の野田市が受検庁として行われた会計検査の際の資料であり、当該検査事項について複数の課等が関係したことから、実施機関内部又は実施機関相互における審議、検討又は協議が行われた。

したがって、「実施機関内部又は実施機関相互の検討又は協議に関する情報」に該当する。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」について

本件不開示情報②は、当該検査過程又は当該審理・判断過程が継続しているか終了しているかに関わらず、あくまでも会計検査の一過程又は審理・判断過程の一過程における未成熟な情報にすぎない。会計検査の実施に必要な情報は、受検庁である野田市の実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議を経て取得されるものである。

会計検査院と受検庁等との間における率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議を行うことを担保するため、会計検査院と受検庁等との率直な意見交換等は、その内容の不公表・不開示を前提として行われている。そのため、受検庁である野田市の実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議等もその内容の不公表・不開示を前提としている。

したがって、本件不開示情報②が開示された場合には、外部の圧力・干渉等を招来して、野田市の実施機関内部又は実施機関相互における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が害されるおそれがある。

また、本件不開示情報②は、あくまでも検査の一過程又は審理・判断過程の一過程における未成熟な情報にすぎないことから、これを開示することにより、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、野田市民を含む国民一般に誤解を与えて、野田市民を含む国民の間に混乱をもたらすおそれがある。

以上より、不開示により得られる利益は、会計検査を受検する際の野田市の実施機関内部又は実施機関相互における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を確保し、市民の間に混乱を生じさせることを防ぐことにあり、会計検査の一過程における情報を不開示とすることは会計検査院による厳正かつ円滑な会計検査の実施に資することとなる。

会計検査院は、国の収入支出の決算の検査その他の権限を有する憲法上の会計検査機関であり、他の国家機関に対して独立の地位を有するものとされている（憲法第90条第1項、第2項、会計検査院法第1条、第20条）。会計検査院による厳正かつ円滑な会計検査の実施を確保することは憲法上、会計検査院法上強く要請されているといえ、不開示による利益は非常に大きい。

本件手続内で得られた情報によれば、不開示による利益を上回る程の開示による利益の存在を基礎付ける事実を確認できなかった。

よって、本件不開示情報②を開示することによる利益が開示とすることによる利益を上回るとはいえない。

したがって、本件不開示情報は、「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」があるものに該当する。

以上より、本件不開示情報②は、条例第6条第5号に該当する。

(3) 開示請求の目的について

処分庁の令和4年4月22日付け弁明書に審査請求人の本件審査請求に不当な目的があると疑われるという記載があり、これに対し、審査請求人からは詳細な反論がなされているが、本件審査請求の対象は、本件公文書の開示不開示の判断であり、条例第6条第6号及び第5号の該当性によって判断されるのであり、審査請求人の開示請求の目的により左右されるものではないことから、開示請求の目的に関する判断は行わない。

第4 調査審議の経過

1 調査審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 3月16日	諮問書の受理
令和5年 4月27日	審査請求人から意見書提出
令和5年 5月19日	審議
令和5年 6月15日	審議
令和5年 6月29日	審議
令和5年 7月19日	審査請求人の意見陳述 審議

2 審査会に対する審査請求人の主張の要旨

(1) 審査会への意見書

ア 審理員意見書の記載によると、処分庁は、開示請求書の「開示請求をする行政文書の件名」の記載に対して「令和2年2月に会計検査院が野田市に対して実施した実地検査の際の各種検査資料」を対象文書として特定したようであるが、審査請求人が開示を受けたいのは、「令和2年2月に会計検査院が野田市に対して実施した実地検査の際の各種検査資料」ではないものも対象である。

イ 審理員意見書によると、「不適切な会計検査対応を行うことを容易にするおそれ、率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれ、仮装・隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われることがある。」等を理由に条例第6条第6号に該当するとしているが、国の機関の審査・検査は、申請者あるいは受検者の情報に基づき行われるという性善説に立っていると考える。会計検査院長の提出した陳述書では「本院が実施する会計検査は、現制度上、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、飽くまでも受検庁等の理解と協力を得て行われるもので

あり、検査の実施に当たっては、本院と受検庁等が検査する者と検査される者としての一定の緊張関係を保ちつつ、一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要となる。」とされており、受検庁の故意による不正やごまかし等を取り締まることを目的としていないようである。検査の内容が開示されても、受検庁は良心に基づいて誠実に行政を遂行するはずである。そのため、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものではなく、条例第6条第6号に該当するとは考えられない。

ウ 審理員意見書によると、不開示情報が「会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ」とされているが、開示を求めたものは、「土地を地権者に返還した際に除染をどうするのか、市の対応（連絡体制の検討）」についてであり、市が定めた公の対応を求めるものであるため、「会計検査院の公式見解」であるかのように受け取られる可能性はなく、条例第6条第5号に該当するとは考えられない。

(2) 審査会への口頭意見陳述

審査請求人は、本件処分に係る行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）の経緯及び目的を述べた。

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件公文書についての開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を条例第6条第5号及び第6号に該当するとして不開示とする処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示情報②の開示を求めているところ、諮問庁は、審理員意見書のとおり原処分を妥当としていることから、以下、本件処分の適法性又は相当性について検討する。

なお、審査請求人の開示請求の目的についての判断については、審理員意見書と同様の理由により、行わないこととする。

2 本件処分の適法性又は相当性について

(1) 本件開示請求における対象文書について

審査請求人は、当審査会に対して、審査請求人が開示を受けたいのは、「令和2年2月に会計検査院が野田市に対して実施した実地検査の際の各種検査資料」ではないものも対象であると主張しているため、対象文書の特定について検討する。

条例第4条第1項では、開示請求者は、請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載しなければならないこととされている。

本件開示請求に係る開示請求書によると、「開示請求をする行政文書の件名」には「別紙①の No. 1-②において3番の土地に関する野田市の定めた対応、No. 1-③およびNo. 4に関する野田市の定めた対応、別紙②に関する野田市の定めた対応のうち通し番号6に係るもの」と記載されている。別紙①及び別紙②は、いずれも会計実地検査の内容を示すもので実地検査の際の指摘

事項等が記載されているものである。指摘事項等は「提出すること」又は「送付の指示」であるため、処分庁は、開示請求の対象を「会計実地検査の指摘事項を受けて県等へ送付するなどした書類」を指すものとして文書を特定していると認められる。また、「会計実地検査の指摘事項」を受けて送付等したものであるため、結果として、審理員も「各種検査資料」と表記したものであると考えられる。当審査会としても、開示請求書の内容と開示請求の対象文書として特定された文書を見分したところ、処分庁による開示請求対象文書の特定に不自然な点は見当たらないと認める。

(2) 条例第6条第6号該当性について

本件公文書は、会計検査院が実施した野田市に対する実地検査及びその検査過程において、会計検査院が千葉県を通じて野田市から取得した各種の検査資料が含まれているとともに、当該文書の種別・内容等からは、会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査手法等を端的に読み取ることができるものとなっている。

よって、本件不開示情報②が開示された場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、会計検査院の検査対象である他の受検庁等に対し、特定の検査事項に係る会計検査院の具体的な検査の着眼点などをあらかじめ告知する結果となり、他の受検庁等において周到な実地検査対策を施され又は検査に必要な関係書類・情報の収集を阻害されるなどの不適切な会計検査対応を行うことを容易にするおそれがある。

また、本件公文書には、会計検査院が実施した会計検査に係る具体的な検査事項、検査の内容、検査上の関心、検査の着眼点、検査手法等に関する情報が記録されており、これは、当該検査の内容・結果等をめぐる会計検査院と野田市等との意見交換ないし討議の内容をなす情報に当たる。これらの意見交換ないし討議は、その内容の不公表ないし不開示を前提として行われている。

よって、このような情報が開示された場合には、受検庁等の会計検査に対する理解と協力の前提を切り崩し又は会計検査院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む会計検査院と受検庁等との間の率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、検査過程では、受検庁等により、関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんといった偽装・隠ぺい工作等の不適切な会計検査対応が行われることがある。

よって、本件公文書が開示され、その種別・内容等に関する情報が明らかとされた場合には、現在又は将来の検査過程において、会計検査院の検査対象である他の受検庁等により当該文書の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対策が行われ、会計検査院として検査に必要な関係書類の提出等が得られない事態を招来するおそれがある。

また、会計検査院内部に設けられた審理・判断過程は、会計検査院の実施した検査の内容・結果等に対する慎重な審議・検討の手続きを経て最終的な検査官会議の議決を経たもののみを会計検査院の正式な検査の内容・結果等として検査報告等に掲記し、公表するために定められたものである。

よって、このような検査の一過程における未成熟な情報が開示された場合には、会計検査院内部に設けられた審理・判断過程の手続的意義を損ねるのみならず、外部の圧力・干渉等を招来するなどして、審理・判断過程における公正・慎重の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のとおり、本件不開示情報②が開示された場合には、受検庁等において不適切な会計検査対応を行うことを容易にする、会計検査院と受検庁等との間の率直な意見交換などの実施に著しい支障を及ぼす、検査に必要な関係書類の提出等が得られない事態を招来する、審理・判断過程における公正・慎重の確保に支障を及ぼすといったおそれがあり、これにより会計検査院による会計監査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

野田市が適正に会計検査を受検することは、野田市の事務又は事業の適正な遂行を担保するために必要なことである。したがって、会計検査院による会計監査の厳正かつ円滑な実施に著しい支障を及ぼすことは、ひいては野田市の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

以上より、本件不開示情報②は、条例第6条第6号に該当する。

なお、本件不開示情報①については、「公になった場合には、当該検査担当者に対する外部の圧力、干渉等を招来して、現在又は将来の検査過程において、当該検査担当者のみならず検査担当者一般の検査活動を委縮させるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるため、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものに該当するとともに、当該事務の性質上当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものにも該当し、これらのことは、当該検査を適正に受検すべき本市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とする処分庁の主張のとおり、本件不開示情報③については、「公になった場合には、外部からのいたずらや偽計に使用され、国又は千葉県の機関が必要とする際の緊急時における外部との連絡等に支障を来すなど、国又は千葉県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、このことは、国又は千葉県の機関が行う事務との連携等が必要となる本市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とする処分庁の主張のとおり、条例第6条第6号に該当する。

(3) 条例第6条第5号該当性について

ア 「実施機関内部又は実施機関相互の検討又は協議に関する情報」について

本件公文書は令和2年2月の野田市が受検庁として行われた会計検査の際の資料であり、当該検査事項について複数の課等が関係したことから、

実施機関内部又は実施機関相互における審議、検討又は協議が行われた。

したがって、「実施機関内部又は実施機関相互の検討又は協議に関する情報」に該当する。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」について

本件不開示情報②は、当該検査過程又は当該審理・判断過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、飽くまでも会計検査の一過程又は審理・判断過程の一過程における未成熟な情報にすぎない。会計検査の実施に必要な情報は、受検庁である野田市の実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議を経て取得されるものである。

会計検査院と受検庁等との間における率直な意見交換ないし真剣かつ真摯な討議を行うことを担保するため、会計検査院と受検庁等との率直な意見交換等は、その内容の不公表・不開示を前提として行われている。そのため、受検庁である野田市の実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議等もその内容の不公表・不開示を前提としている。

したがって、本件不開示情報②が開示された場合には、外部の圧力・干渉等を招来して、野田市の実施機関内部又は実施機関相互における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が害されるおそれがある。

また、本件不開示情報②は、飽くまでも検査の一過程又は審理・判断過程の一過程における未成熟な情報にすぎないことから、これを開示することにより、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、野田市民を含む国民一般に誤解を与えて、野田市民を含む国民の間に混乱をもたらすおそれがある。

以上より、不開示により得られる利益は、会計検査を受検する際の野田市の実施機関内部又は実施機関相互における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を確保し、市民の間に混乱を生じさせることを防ぐことにあり、会計検査の一過程における情報を不開示とすることは会計検査院による厳正かつ円滑な会計検査の実施に資することとなる。

会計検査院は、国の収入支出の決算の検査その他の権限を有する憲法上の会計検査機関であり、他の国家機関に対して独立の地位を有するものとされている（憲法第90条第1項、第2項、会計検査院法第1条、第20条）。会計検査院による厳正かつ円滑な会計検査の実施を確保することは憲法上、会計検査院法上強く要請されているといえ、不開示による利益は非常に大きい。

本件手続内で得られた情報によれば、不開示による利益を上回る程の開示による利益の存在を基礎付ける事実を確認できなかった。

よって、本件不開示情報②を開示することによる利益が開示とすることによる利益を上回るとはいえない。

したがって、本件不開示情報②は、「開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の

間に混乱を生じさせるおそれ」があるものに該当する。

以上より、本件不開示情報②は、条例第6条第5号に該当する。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。